

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 本契約は、短時間巡回型の訪問介護サービスという在宅の要介護高齢者の生活リズムに合わせたサービス提供のあり方を中心に、介護職員の在宅系ケアサービスについて、地域の関係者が理解を深め、利用者に対し適切なサービスを選択できるようになるためのセミナーの実施を委託するものである。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本事業は、県内の居宅介護支援事業者及び訪問介護事業者のみならず、市町村や地域包括支援センターなど広く在宅要介護高齢者に携わる関係者を対象にセミナーを実施する事業であり、関係事業者に広くネットワークを有し、また、セミナー事業に関するノウハウや人材を有する者でなければ実施できないことから、経費面での比較を前提とする競争入札には適さない。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適切であることの説明 岐阜県居宅介護支援事業協議会は、これまでも短時間巡回型の訪問介護サービスの考え方を広く普及するために支援ソフトやDVDを作成するなど、県が意図する短時間巡回型訪問介護の普及に向けた取り組みをよく理解しており、またケアプランを作成する介護支援専門員を対象に各種研修を実施しているなど、幅広く受講者を集め、適切なセミナーを行う実績もノウハウも十分にある。 また、介護保険制度創設時（平成12年度）から組織化された事業者団体であり、県内関係事業者に広くネットワークを有する。 上記のことから、本事業を実施できる適当な事業者は、岐阜県居宅介護支援事業協議会の他にはない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。